

平成30年度～令和2年度 春日部市介護保険料一覧

平成30年度から令和2年度の3年間は、表のとおり被保険者と世帯員の所得に応じて11段階の区分で保険料が決まります。

段階	区分		保険料率	平成30年度～ 平成32年度	
第1段階	本人が市民税非課税者	市民税非課税世帯	次のいずれかに該当する人 ・生活保護の被保護者 ・老齢福祉年金(※1)受給者 ・本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が80万円以下の人	平成30年度 基準額×0.45 令和元年度 基準額×0.375 令和2年度 基準額×0.3	平成30年度 26,890円 令和元年度 22,410円 令和2年度 17,920円
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	平成30年度 基準額×0.65 令和元年度 基準額×0.525 令和2年度 基準額×0.4	平成30年度 38,840円 令和元年度 31,370円 令和2年度 23,900円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	平成30年度 基準額×0.7 令和元年度 基準額×0.675 令和2年度 基準額×0.65	平成30年度 41,830円 令和元年度 40,330円 令和2年度 38,840円
第4段階	本人が市民税課税者	市民税課税世帯	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	53,780円
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	59,760円
第6段階	本人が市民税課税者		前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	71,710円
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	77,680円
第8段階			前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	89,640円
第9段階			前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	101,590円
第10段階			前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.8	107,560円
第11段階			前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額×1.9	113,540円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です

※2 課税年金収入額 課税となる老齢(退職)年金の収入額(障害年金、遺族年金は含まれません)

※3 合計所得金額 年金や給与などの「収入」から必要経費の相当額を差し引いた金額で、各控除や繰越損失などを控除をする前の金額です
なお、平成30年(2018年)4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります